

公益社団法人岩手県青少年育成県民会議入会及び退会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人岩手県青少年育成県民会議（以下「この法人」という。）定款第7条の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(入会基準及び手続)

第2条 正会員又は賛助会員として入会しようとする個人又は団体（法人）に対しては、理事会の議決により別表の記載事項を内容として定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申込については、別に定める基準により理事会において入会の可否を決定するものとし、決定の結果については申込者に通知する。

(会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、会員の種別ごとに、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前条の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員から別に定める変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わなければならない。

(入会金及び会費)

第4条 会費の金額、納期及び免除に関する規定は、定款第8条の規定に基づき総会の議決により別に定める会費規程による。

(退会事由及び手続)

第5条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第10条及び第11条の規定に基づき退会以外の事由により会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前2項により会員資格を喪失した場合には、既納の入会金及び会費は返還しない。

(再入会)

第6条 前条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、その理由を記した説明書とともに、改めて第2条に定める入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の再入会申込に対しては、第2条に定める基準により、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。ただし、退会の際、未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後5年間は、再入会を認めないこととする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て総会の決議をもって行う。

附 則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 14 日から施行する。

(別表) 入会申込書に記載する主要事項

1 個人正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約（正会員）

(例文) 「入会の上は、貴法人の定款及び諸規程を遵守し、総会及び理事会の決定に従います。」

(2) 氏名、生年月日、性別並びに自宅の住所、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス

(3) 勤務先の名称、所属部署、役職名、住所、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス

(4) 会費請求書、資料等の送付先

(5) 個人情報公開についての同意・不同意の確認

ア 機関誌等での公表とその範囲（氏名及び勤務先）

イ 勤務先からの問合せがあった場合（氏名、会員種別及び入会日）

(6) 賛助会員の場合の年会費額

2 団体（法人）正会員及び賛助会員

(1) 入会に際しての誓約（上記 1 と同じ）

(2) 団体（法人）の名称、所在地、代表電話番号、FAX 番号及びメールアドレス

(3) 代表者の氏名及び役職

(4) 事務連絡担当者（氏名、所属部署、役職名、電話番号、FAX 番号及びメールアドレス）

(5) 会費請求書、資料等の送付先

(6) 賛助会員の場合の年会費額